

議案第 号

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の
公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する
条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年（2022年）5月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の
公営に関する条例等の一部を改正する条例

（宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する
条例の一部改正）

第1条 宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に
関する条例（平成6年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中
「7,560円」を「7,700円」に改める。

（宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関
する条例の一部改正）

第2条 宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営
に関する条例（平成6年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を
「316,250円」に改める。

（宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する
条例の一部改正）

第3条 宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関
する条例（平成19年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙について適用し、施行日の前日までに告示された宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例新旧対照表(第1条関係)

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(公費の支払)</p> <p>第4条 宝塚市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項</p> | <p>(公費の支払)</p> <p>第4条 宝塚市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項</p> |

の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例新旧対照表(第2条関係)

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(公費の支払)</p> <p>第4条 宝塚市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>525円6銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> | <p>(公費の支払)</p> <p>第4条 宝塚市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>316,250円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> |

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例新旧対照表(第3条関係)

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(公費の支払)</p> <p>第4条 宝塚市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円51銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。</p> | <p>(公費の支払)</p> <p>第4条 宝塚市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。</p> |

総行選第 22 号
総行管第 131 号
令和 4 年 4 月 6 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長

殿

総 務 大 臣

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を
改正する法律等の施行について（通知）

第 208 回国会において成立をみた国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律
及び公職選挙法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、令和 4 年法律第
16 号をもって、本日公布されました。

また、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）及び公職
選挙法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正規則」という。）が、それぞれ令和
4 年政令第 172 号及び令和 4 年総務省令第 32 号をもって、ともに本日公布されました。

今回の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）
及び公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の改正は、最近における物価の変動、選挙
等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行に
ついて国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、基
幹放送事業者における中波放送の超短波放送への転換に伴い、超短波放送の放送設備
による政見放送をすることができることとすること等を目的として行われました。

また、今回の公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）及び公職選挙法施行規則
（昭和 25 年総理府令第 13 号）の改正は、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院
議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選
挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるとともに、

投票管理者等を選任した場合におけるこれらの者の住所の一部の告示について定めること等を目的として行われました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正法、改正令及び改正規則の内容を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新基準法」という。）及び公職選挙法（以下「新公選法」という。）並びに改正令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）及び改正規則による改正後の公職選挙法施行規則（以下「新規則」という。）の運用に遺漏のないよう、また、新基準法により算定される選挙執行経費の基準額は、通常の場合において国が負担する限度額となるものであるため、各選挙管理委員会においては、事務の合理化に努め、その範囲内の経費で選挙の管理執行を行うよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

記

第1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部改正

1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

(1) 選挙等の執行状況を踏まえた規定の新設等

ア 自動車を期日前投票所の全部又は一部として使用した場合における当該自動車の使用に係る加算規定が設けられたこと。（新基準法第4条の3第5項関係）

イ ポスター掲示場費の基準額について、区画数の増加に伴う加算額を実情に即するよう見直すこと等により、この基準額が改定されたこと。（新基準法第8条の2関係）

ウ 保存期間経過後の投票用紙の処分に要する経費について措置するため、事務費の基準額が改定されたこと。（新基準法第13条第1項関係）

エ 災害の発生、感染症のまん延等により生じた経費のうち基準額を超えるものを措置するための規定が整備されたこと。（新基準法第18条第2項関係）

(2) 投票所経費等の基準額の改定

最近における物価の変動等を踏まえ、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額が改定されたこと。（新基準法第4条、第5条から第8条まで、第9条、第13条から第13条の3まで、第15条及び第17条関係）

2 公職選挙法の一部改正

基幹放送事業者における中波放送の超短波放送への転換に伴い、超短波放送の放送設備により政見放送をすることができることとされたこと。（新公選法第150条第1項関係）

3 施行期日等

- (1) 改正法は、公布の日から施行するものとされたこと。ただし、2については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされたこと。（改正法附則第1条関係）
- (2) 新基準法の規定（新基準法第13条の3の規定を除く。）は、改正法の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用するものとされたこと。（改正法附則第2条第1項関係）
- (3) 新基準法第13条の3の規定は、公職選挙法第30条の3第1項に規定する申請の時の属する日（同法第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請（以下「在外選挙人名簿への登録の移転の申請」という。）にあつては、同法第30条の5第4項の規定による申請の日）が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請について適用するものとされたこと。（改正法附則第2条第2項関係）
- (4) 新公選法の規定は、2の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙について適用するものとされたこと。（改正法附則第2条第3項関係）
- (5) その他所要の規定の整備がされたこと。

第2 公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の一部改正

1 公職選挙法施行令の一部改正

(1) 投票管理者等の住所の一部の告示

市町村の選挙管理委員会が投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又はこれらの職務代理者を選任した場合に行う住所及び氏名の告示について、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができることとされたこと。（新令第25条、第68条及び第81条関係）

(2) 病院の不在者投票管理者の職務代理者となる者の要件の緩和

病院の不在者投票管理者の職務代理者に医師又は歯科医師以外の者もなることができることとされたこと。（新令第 55 条第 9 項関係）

(3) 選挙公営限度額の引上げ

衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額が次のとおり引き上げられたこと。

ア 選挙運動用自動車の使用の公営（新令第 109 条の 4 関係）

| 区分 | 改正単価 | 現行単価 |
|-------------|----------|----------|
| 一般運送契約以外の契約 | | |
| 自動車借入れ | 16,100 円 | 15,800 円 |
| 燃料費 | 7,700 円 | 7,560 円 |

イ 選挙運動用通常葉書の作成の公営（新令第 109 条の 7 関係）

| 区分 | 改正単価 | 現行単価 |
|-----------------------|----------|----------|
| 35,000 枚以下の場合 1 枚当たり | 7 円 95 銭 | 7 円 71 銭 |
| 35,000 枚を超える場合 1 枚当たり | 6 円 88 銭 | 6 円 66 銭 |

ウ 選挙運動用ビラの作成の公営（新令第 109 条の 8 関係）

| 区分 | 改正単価 | 現行単価 |
|-----------------------|----------|----------|
| 50,000 枚以下の場合 1 枚当たり | 7 円 73 銭 | 7 円 51 銭 |
| 50,000 枚を超える場合 1 枚当たり | 5 円 18 銭 | 5 円 02 銭 |

エ 選挙事務所の立札及び看板の類の作成の公営（新令第 110 条の 2 関係）

| 区分 | 改正単価 | 現行単価 |
|--------|----------|----------|
| 1 枚当たり | 56,613 円 | 54,914 円 |

オ 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成の公営（新令第 110 条の 3 関係）

| 区分 | 改正単価 | 現行単価 |
|--------|----------|----------|
| 1 枚当たり | 53,601 円 | 51,992 円 |

カ 選挙運動用ポスターの作成の公営（新令第 110 条の 4 関係）

① 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合

| 区分 | | 改正単価 | 現行単価 |
|-----|-------------------------------------|------------|------------|
| 印刷費 | 選挙区のポスター掲示場の数が 500 以下の場合 1 枚当たり | 541 円 31 銭 | 525 円 06 銭 |
| | 選挙区のポスター掲示場の数が 500 を超える場合 1 枚当たり | 28 円 35 銭 | 27 円 50 銭 |
| 企画費 | | 316,250 円 | 310,500 円 |

② 参議院比例代表選出議員の選挙の場合

| 区分 | 改正単価 | 現行単価 |
|--------|------|------|
| 1 枚当たり | 37 円 | 36 円 |

キ 個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営（新令第 125 条の 3 関係）

| 区分 | 改正単価 | 現行単価 |
|--------|----------|----------|
| 1 枚当たり | 40,954 円 | 39,725 円 |

ク 参議院比例代表選出議員の選挙の一部無効による再選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営（新令第 132 条の 3 の 2 関係）

| 区分 | 改正単価 | 現行単価 |
|--------|--|--|
| 1 枚当たり | 37 円 + $\frac{202,490 \text{ 円}}{\text{法定上限枚数}}$ | 36 円 + $\frac{195,428 \text{ 円}}{\text{法定上限枚数}}$ |

(4) 点字投票で使用することができる点字の追加

盲人が投票に関する記載に使用することができる点字に、特殊音及びアルファベット等を追加することとされたこと。（新令別表第一関係）

2 公職選挙法施行規則の一部改正

公職選挙法施行令の一部改正に伴う諸様式の改正が行われたこと。

3 施行期日等

(1) 改正令及び改正規則は、公布の日から施行するものとされたこと。（改正令附則第 1 項及び改正規則附則第 1 項関係）

(2) 新令及び新規則の規定は、改正令及び改正規則の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとされたこと。（改正令附則第 2 項及び改正規則附則第 2 項関係）

(3) その他所要の規定の整備がされたこと。

以上

令和4年（2022年）4月25日

第1回都市経営会議資料

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙 における選挙運動用自動車の使用の公 営に関する条例等の一部改正について （概要）

選挙管理委員会事務局

1 経緯等

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に施行されたことに伴い、関連する宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例など3条例について、同政令の改正に準拠し、規定の一部を改正するもの。

2 改正内容

選挙公営限度額の引上げ

- (1) 選挙運動用自動車の使用の公営（新令第109条の4関係）
一般運送契約以外の契約
 - 自動車借入れ（現行） 15,800 円 （改正） 16,100 円
 - 燃料費 （現行） 7,560 円 （改正） 7,700 円
- (2) 選挙運動用ビラの作成の公営（新令第109条の8関係）
 - 1枚当たり （現行） 7円51銭 （改正） 7円73銭
- (3) 選挙運動用ポスターの作成の公営（新令第110条の4関係）
 - 1枚当たり （現行） 525円06銭 （改正） 541円31銭
 - 企画費 （現行） 310,500 円 （改正） 316,250 円

3 改正に伴う影響

(1) 宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例

一般運送契約以外の契約

自動車借入れ (現行) 15,800 円 (改正) 16,100 円

燃料費 (現行) 7,560 円 (改正) 7,700 円

(2) 宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例

1 枚当たり (現行) 525 円06 銭 (改正) 541 円31 銭

企画費 (現行) 310,500 円 (改正) 316,250 円

(3) 宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例

1 枚当たり (現行) 7 円51 銭 (改正) 7 円73 銭

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

経過措置として、この条例の施行日以後、その期日を告示される宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙について適用し、施行日の前日までに告示された宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙については、なお従前の例による。